



どうする



防災

2024年4月号
和合町自主防災隊

今月の「どうする」は、「災害時避難行動要支援者登録」

浜松市では、災害時に自らや家族の支援だけでは自宅から避難できず、地域の支援がなければ避難が困難な方(施設入所者は除く)の情報を、ご本人の同意に基づき、地域の支援者(自治会、自主防災隊、民生児童委員、警察、消防機関、その他の支援関係者)に事前に提供し、災害時における支援活動や日ごろの防災活動に活用するための名簿を作成しています。

「災害時避難行動要支援者名簿」

- 対象者:
- ①身体障害者手帳、養育手帳、精神障害者保健手帳の交付を受けている方
 - ②一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯、要介護認定者
 - ③難病患者
 - ④乳幼児(保護者が支援を得なければ避難できない3歳未満の子)
 - ⑤妊産婦(産後1年を超える年度末まで)

登録の申し込み:

情報提供に同意し名簿に登録を希望する方は「登録申請書兼同意書」に必要事項を記入し、最寄りの区役所に提出。

各区役所、行政センターの担当課にて配布中、ホームページからもダウンロードできます
(https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/documents/56957/hinankoudou_tourokunituite.pdf)

登録内容: 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、支援が必要な理由など。

お問い合わせ先:

- 中区役所: 社会福祉課457-2057(障がいのある方)
児童家庭課457-2035(乳幼児)
長寿支援課457-2062(高齢者、要介護認定者)
健康づくりセンター457-2891(難病患者、妊産婦)

浜松市役所 危機管理課 457-2537 福祉総務課 457-2326



大規模災害が起こった時、全員が被災者となります。そのような場合、登録したからと言って、避難支援が100%保証されるわけではありません。また、地域支援者はその責任を100%追うわけではありません。しかし、いざという時のために、まずは、避難に支援が必要な方は「避難行動要支援者名簿」への登録をしましょう。そして、日頃から、地域の方と、顔の見える関係性を作っておきましょう。

筆耕:防災コーディネーター 松山 美佐